## 職場における受動喫煙防止対策指針

## 1 目 的

健康増進法(平成14年法律第103号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく望まない受動喫煙の防止並びに職員の安全と健康の保護の観点から、市長事務部局等職場(上下水道局、交通局、病院局、消防局及び教育委員会事務局を除き、本市職員が勤務する職場。以下「職場」という。)において講ずべき措置の徹底及び健康増進に関する取組の一層の推進を図る。

## 2 用語の定義

本指針における各用語の定義は、次のとおりとする。

受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙(蒸気を含む。)を吸わされることをいう。 たばこ事業法に掲げる製造たばこ及び製造たばこ代用品(加熱式たばこ等)をいう。なお、電子たばこについては、製造たばこ代用品と同様に取り扱うものとする。 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第3条及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第12条から第14条までに規定するもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいう。 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外
たばこ たばこ事業法に掲げる製造たばこ及び製造たばこ代用品 (加熱式たばこ等)をいう。なお、電子たばこについては、製造たばこ代用品と同様に取り扱うものとする。  第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第3条及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第12条から第14条までに規定するもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいう。
ばこ等)をいう。なお、電子たばこについては、製造たばこ代用品と同様に取り扱うものとする。 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第3条及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第12条から第14条までに規定するもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいう。
と同様に取り扱うものとする。 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第3条及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第12条から第14条までに規定するもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいう。
第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第3条及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第12条から第14条までに規定するもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいう。
の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第3 条及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第 12条から第14条までに規定するもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいう。
る施設として健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第3 条及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第 12条から第14条までに規定するもの並びに国及び地方公共団 体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用す る施設に限る。)をいう。
条及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第 12条から第14条までに規定するもの並びに国及び地方公共団 体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用す る施設に限る。)をいう。
12条から第14条までに規定するもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいう。
体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)をいう。
る施設に限る。) をいう。
第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外
の施設をいう。
特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部のうち、当該第一種施設の管理権原
者によって区画され、受動喫煙を防止するために健康増進法施行規
則で定める必要な措置がとられた場所をいう。
喫煙専用室 第二種施設の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び
設備がその室外の場所へのたばこの煙の流出を防止するための技
術的基準に適合した室を、専ら喫煙をすることができる場所として
定めたものをいう。
屋外喫煙場所 第二種施設の屋外の場所の一部のうち、喫煙をすることができる場
所として定めたものをいう。
管理権原者 施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方
針の判断、決定を行う立場にある者をいう。

#### 3 基本的役割

- (1) 施設の管理権原者及び管理者は、受動喫煙防止対策に責任をもって臨むべきことを強く認識し、4に掲げる措置の徹底に努めるとともに、市民等の来客者に対して、受動喫煙防止対策の趣旨の理解と協力を求める。
- (2) 所属長は、本指針を率先して実施するとともに、安全・衛生委員会等を活用し、快適な職場環境の形成に努める。
- (3) 職員は、本指針を遵守し、受動喫煙防止対策に積極的に協力する。
- (4) 総務企画局人事部労務厚生課は、受動喫煙防止対策の実施状況を把握、点検を行うとともに、職員の安全衛生の向上と健康の保持増進を図るための活動を推進する。

#### 4 受動喫煙防止措置

(1) 基本的な考え方

原則として、敷地内禁煙による受動喫煙防止対策を講じる。

ただし、市民等、施設を利用する喫煙者への便宜を図る観点から必要がある場合には、施設の管理権原者は、喫煙場所設置届(第1号様式)によりその旨を届け出ることで、別表に定める施設区分に応じて次の喫煙場所を設置することができる。

なお、喫煙場所を廃止する際は、喫煙場所廃止届(第2号様式)を届け出ること。

第一種施設	特定屋外喫煙場所
第二種施設	喫煙専用室又は屋外喫煙場所

#### (2) 環境整備における留意事項

ア 施設においては敷地内禁煙とすることが原則であり、上記ただし書きをもって喫 煙場所を設置することを推奨するものではない。

- イ 喫煙場所に関する具体的な措置については、健康増進法その他法令の定めるところによるほか、職場における受動喫煙防止のためのガイドライン(令和元年7月1日 基発0701第1号)における「技術的基準を満たすための効果的手法等の例」を参考とすること。
- ウ 屋外喫煙場所は特定屋外喫煙場所と同様の基準で設けることが望ましい。
- エ 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い妊婦、未成年者及び呼吸器・循環器等に 疾患のある職員等に対しては、特に配慮を行う。
- オ 健康の保持増進及び周囲への影響を鑑み、職員は禁煙に努める。

#### 5 禁煙支援

#### (1) 基本的考え方

望まない受動喫煙の防止と職員の健康保持のため、喫煙者に対する正しい知識の 普及並びに禁煙を必要とする者及び禁煙を希望する者への支援について具体的対策 を講じる。

## (2) 具体的対策

- ア 安全・衛生委員会等を活用した研修・講習会等の開催、啓発ポスターの掲示や庁内 放送の活用など、喫煙者が自主的に禁煙に向けて取り組めるよう、様々な機会を捉え、 たばこに関する正しい知識の普及に努める。
- イ 健康診断結果に基づき、産業医や保健師等による禁煙への働きかけや禁煙継続の サポート、禁煙支援制度の情報提供等を行う。

## 6 その他

本指針に関する事項は、川崎市職員中央安全衛生委員会で調査審議を行った上で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この指針は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
  - (川崎市役所庁舎等における喫煙対策指針の廃止)
- 2 川崎市役所庁舎等における喫煙対策指針は、廃止する。

附則

この指針は、令和4年4月1日から適用する。

附則

この指針は、令和5年4月1日から適用する。

## 川崎市施設 喫煙場所設置届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

【管理権原者名】	
【担当者名】	

以下の理由により、(□特定屋外喫煙場所 □屋外喫煙場所 □喫煙専用室)を設置いたします。

施設名			
施設所在地	【住 所】 川崎市 区 【電話番号】 ( ) 【E - mail】		
設置を必要とする理由			
	以	下の要件を満た	すことを確認しました。
			・喫煙をすることができる場所が区画されていること。
		特定屋外喫煙場所	・喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
			・施設を利用する人が通常立ち入らない場所に設置すること。
設置要件の確認		屋外喫煙場所	・受動喫煙防止対策を講じること。※特定屋外喫煙場所と同等の措置が望ましい。
		喫煙専用室	・出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。 ・たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。 ・たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。 ・当該場所の出入口及び施設の主たる出入口に必要な事項を記載した標識を掲示すること。
	【管理方法】		
施設管理			
設置日		年 月	日
設置場所 ※ 図面を添付いただいて			
も結構です。			

- ※ 設置決定後、速やかに総務企画局人事部労務厚生課へ届け出てください。
- ※ 届出内容は、産業医の職場巡視、安全衛生委員会における巡視等の参考資料とさせていただきます。

# 川崎市施設 喫煙場所廃止届

年 月 日

(あて先) 川崎市長

【管理権原者名】	
【担当者名】	

年 月 日付けで設置の届出をしておりました喫煙場所を、以下のとおり廃止します。

施設名	
施設所在地	【住 所】     区
	【電話番号】(
廃止日	月日
設置していた場所	
※ 図面を添付いただいて も結構です。	

- ※ 廃止決定後、速やかに総務企画局人事部労務厚生課へ届け出てください。
- ※ 届出内容は、産業医の職場巡視、安全衛生委員会における巡視等の参考資料とさせていただきます。